小樽市建築基準法施行条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
最近改正　令和６年３月28日条例第20号	制　定　昭和43年３月22日条例第16号
第５節　構造強度	第５節　構造強度
第１６条　木造の建築物の柱の小径について令第４３条第１項の規定を適用する場合は、規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める割合に積雪荷重を考慮したものによらなければならない。	第１６条　木造の建築物の柱の小径について令第４３条第１項の規定を適用する場合は、同項の表の（二）に該当する建築物にあっては、同表（三）の当該欄に掲げる割合によらなければならない。
２　木造の建築物の構造耐力上必要な軸組について令第４６条第４項の規定を適用する場合は、規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める基準に積雪荷重を考慮したものによらなければならない。	２　木造の建築物の構造耐力上必要な軸組について令第４６条第４項の規定を適用する場合は、同項の表二の令第４３条第１項の表の（二）に掲げる建築物に該当する建築物にあっては、令第４６条第４項の表二の令第４３条第１項の表の（一）又は（三）に掲げる建築物の当該欄に掲げる数値によらなければならない。
第１７条　法第３条第２項の規定により前条第１項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱について、当該増築又は改築により構造耐力上支障がないと市長が認めるときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径に対しては、同項の規定は、適用しない。	第１７条　削除
２　法第３条第２項の規定により前条各項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径及び軸組に対しては、同条各項の規定は、適用しない。	